英領インドにおける土地市場の生成と展開

--- パンジャーブの事例研究---

平 島 成 望

はじめに

- I 土地における私有権の生成とその意義
- Ⅱ 土地私有権の「非市場」的分配
- Ⅲ 土地私有権の「市場」的分配
- IV 残された課題

はじめに

本稿は、パキスタン農業前史に相当する分野の うち、特に現パキスタン農業を理解する上に重要 である生産力の地域集中化と土地制度の特殊性と いう二つの問題を、土地市場の展開過程の問題と して分析したものである。

分析対象としてパンジャーブを選んだのは、英 領期の資料が相対的に豊富であることと、国土の 26% (1972年現在)を占めるパンジャーブが、人口 の58%、主要食糧作物生産の67%、主要非食糧作 物生産の69%、そして主食である小麦生産の77%、 棉生産の72%を占めるという事実の重みである。

英領期は1849~1947年のほぼ100年にわたるが、 論旨を明解にするために、分析をもっぱら土地市 場の生成と展開に絞り、利用可能なデーターを用 いて分析の定量化につとめた。したがって本稿は 英領期におけるパンジャーブ農業に関する一つの 試論でもある。

I 土地における私有権の生成とその意義

1. 英領期以前における土地用益権の解釈

パンジャーブが 英領になったのは1849年である。この当時のパンジャーブは、現在の北西辺境州、インド側の東パンジャーブも含む広大な地域であった。もともとこの地はムガル王朝の根拠地であったが、1707年アウラングゼーブ帝の死後ムガル王朝は急速に衰退し、ついに1752年アフガーンのドゥラーニー(Ahmad Shah Durrani)に侵略され、併合された。その後パンジャーブはシク教徒の支配するところとなったが、1849年の第2次英一シク戦争によってイギリスの支配下に組み入れられた。

英領期以前の土地制度に関してその詳細を述べるスペースはないが、少なくとも英領期の土地制度とは以下の点で異なっていたと思われる。第1は、土地の上級所有権が王朝にある、という認識である。この認識の下で地租の要求権が王朝にあり、土地の用益権、相続権に対する貢租の義務が農民にある、というルールが定着していた。第2は、耕作は農民にとって権利と言うよりは義務に近かったということである(注1)。この経済学的意味は、貢租の形態をとる地代が、理論的地代と等しいか、それより大であった、ということである。

この事実を具体的に証明するのは困難であるが, 農民の土地からの逃亡が禁じられ,その禁を破っ た者が重い罰を受けていた事実が一つの論拠にな る。逆の言い方をすれば,もし土地の用益権を得 ることによって農民が利益を受けるとしたら,土 地からの逃亡は起こらなかったはずである。つま り英領期以前は土地に商品価値が生ずる制度的基 盤がなかった,と推測せざるをえないわけである。 第3は、土地(の用益権)を自由に処分することは 制度的に認められなかったことである。

こうした理解のしかたに対する反論として,アリーガル学派のイルファーン・ハビーブのものがある。彼の批判点の第1は,土地の唯一の所有者が王朝であり,農民がその用益権に対して支払う対価が地代であるという証拠はなく,農民が支払っていたものは地代と言うよりは現代の地税に相当するものである、という点である(注2)。第2は,マーリク (Malik) とかマルキーヤト (Malkiyat) という名称が,王朝以外に土地の所有者の存在した証拠である,という点である(注3)。しかし当時の農民が土地の自由な処分権を有さなかったことは彼も認めている(注4)。またアウラングゼーブの治世には,土地の占有権の抵当や処分が行なわれていた,という指摘もある(注5)。

中央の権力が衰退していく過程で、地方において土地に対する中間介在者(たとえばジャーギールダール,あるいはカルダール),あるいは耕作者の関係がさまざまな形態をとったであろうことは想像に難くない。事実、ムガル、シク時代の貢租率をとっても8分の1から2分の1までさまざまである。したがって地方によっては外見上あたかも現代の土地所有者と同様に振舞っていた農民がいたとしてもいっこうに不思議でない。したがってこうした事例をもって英領以前における制度としての土

地と人間の関係を一般化するのは危険である。ただ本稿では、最初に述べたように、英領期に導入された土地制度は、それ以前の制度とは異質なものであった、という一般的な仮説を出発点としたい。

2. 英領期における土地私有権の確立

パンジャーブにおけるイギリス(正確には1858年 までは東印度会社)の支配が確立した1849年以降, パンジャーブにはいくつかの新しい制度が導入さ れた。その中で最も重要なものは私有権と契約の 制度であった。土地を私有することの意義は,私 有地の自由な処分権を得ることにあるが,その行 為によって私有の経済的意味が生じるとすれば, それは地代と地税との相対比率の問題にかかわっ てくる。

植民地行政の大きな目的が歳入ベースの拡大であったことは疑う余地がないが、そうだからと言って以前の為政者の課していた税率と同じであっては政権の安定は望めなかったことも事実である。そこで地税率をどう決めるかというのがイギリスの当面した深刻な問題であった。同様にこの地税率をめぐって、それを要求する権利と、土地の私有権との間の矛盾も問題化した。

土地の私有権と課税の理論的基礎に関しては、イギリスの効用学派、中でもJ・ミル (James Mill) の影響を無視しては語れない。イギリス本国のインド・オフィス (India Office) に職を得ていたミルは、インド農民に土地の私有権を賦与することには反対であった。彼は、植民地行政に必要な財源は、すべての土地が国家に属し、農民がすべて国土の借地人 (20~30年の lease holder) となれば、国家が借地人に地代を要求するという形で容易に調達できると考えた。この背後には、地代が総収入から自家労働コスト、資本利潤を含む総費用を控除した部分である以上、生産水準、生産物価格、

および資本薔積に何ら影響はなく,「彼(農民)が 土地の私有者に地代の形で支払おうと, 国家に地 税の形で支払おうと、彼にとっては全く無関係で ある」(注6)という考え方があった。ミルが反対し た今一つの理由は、「いったん地代の一部を所有 するようになると、 農民は進んで自分の土地を借 地に出し、安易な地代取得者 (idle rent-receiver) に なるであろう」(注7)という予測である。土地の私 有権を賦与することが地代の一部を所有すること になる、という考え方には、当時のイギリスの土 地制度に対する地代論者のある種の敗北が表現さ れている。つまり土地の私有制の下における地代 と地税の乖離という現状認識がそれである。「土 地は元来何人のものでもない、しかし資本は常に 誰かに帰属する」(注8),というのがミルの土地に 対する基本的考え方であった。

こうしたミルの考え方は現実には採用されず、 インドにおける土地の私有権は確立した。しかし 地税要求権の基礎は国家の土地に対する上級所有 権であり、地税率の基礎が地代である、という考 え方はインドの土地 行政の中に定着した。事実 1828年にはマルサスの高弟であるプリングル (R. K. Pringle)が、デッカンにおいて土地を生産力に 応じて9区分し、それぞれについて地代を算出し た(注9)。そして地税率は前為政者の水準や,一般的 経済状態を考慮して地代 (net produce と呼ばれた) の55%と定められた。この地税率の算定の意義は、 まず当局がはじめて理論的地代の算定を実際の行 政面で行なったことである。第2に、地税の上限 は地代である、というミルの主張が採用されたこ とである。そして第3に、地税率を地代の55%と 定めたことによって、地代論によれば本来国家に 納めらるべき地代の一部分(この場合45%)が土 地所有者の手元に残ることになったことである。

今この部分を「私的地代」と呼ぶと、この私的地 代の制度化こそが、土地の商品価値を顕在化せし めた基本的要因であったと言うことができる。

さてプリングルの地税査定法は、その算出手続 の煩雑さから、それを全国的に適用することには 最初から無理があった。1833年インド総督ベンテ ィンク (Lord William Bentinck) は,新地税査定法 を条例第9号 (Regulation IX) によって発表した。 これは行政区の中に生産力の同質な区分を作り、 その区分を査定単位 (assessment circle) とし、地 代を算定する代わりに現行の小作料をその近似値 として用いるという方法であった。パンジャーブ はこの条例第9号の適用を受けたが、地籍および 地税の査定事業 (Settlement) の初期においては, 地税率は個々の査定官 (Settlement Officer) の判断 に委されていた。その証拠に、ある査定官は粗収入 の6分の1が適当であると言い、またある地域で は、シク時代の地租の80%が適当であるとされた (注10)。しかし1887年にパンジャーブ地税法(Punjab Land Revenue Act) が制定されるに及び、地税率 は地代の2分の1と決められ、1928年には4分の 1に修正された。また地税率は20年間据置きとさ れたが、これは1893年に30年に延長された。この 地税率の長期据置きという措置は、現金納入が義 務づけられたためと、英領期における生産力の上 昇, およびインフレによって, 後述するように, 私的地代の著しい増加という結果を生むことにな った。

(注1) 近藤治氏も同じような見力を被露されている。近藤治「十七世紀後半の北イン」における農民収 寒の一面」(『史林』五十二巻五号 1969年)。

(注2) Habib, I., The Agrarian System of Mughal India, London, Asia Publishing House, 1963, p. 111.

(注3) Ibid., p. 112.

(注4) Ibid., p. 115.

- (注5) 近藤 前揭論文。
- (注6) Mill, J., Elements of Political Economy, London, Henry G. Bohn, 1844, p. 248.
- (注7) Stokes, E., The English Utilitarians and India, Oxford, Clarendon Press, 1959, p. 110.
 - (注8) Mill, op. cit., p. 255.
 - (注9) Stokes, op. cit., pp. 99-100.
- (注10) Report on the Revised Settlement of the Shahpur District, Punjab, 1866, p. 118.

Ⅱ 土地私有権の「非市場」(注1)的分配

1. 土地私有権の賦与とその対象

英領期においても、否現在においてさえも土地 売買の自由が、親族による伝統的な先買権という, いわば「生ける法」のために阻害される例は珍し くない。しかし土地売買の自由が、私有権の確立 をもって法的保護の対象になったことは英領期に おける制度改革の結果であり、それ以前には経験 したことのないものであった。すでに述べたよう に、地代と地税の乖離、すなわちここで言う私的 地代の発生によって土地の商品価値が生じたが, このことが農民の土地との関係を「義務」から 「権利」へ移行せしめる経済的条件を形成し、か つまた土地市場生成の基礎を作った。そこでこう した商品価値をもつに至った土地の私有権が、ど のような形でだれに賦与されたかを問題にしなけ ればならない。

イギリスは、パンジャーブ併合と同時に、土地 私有権の賦与および地税の査定のために大規模な 地籍調査を行なわなければならなかった。この地 籍調査を含む査定事業は、簡易査定 (Summary Settlement) から最終査定 (Final Settlement) まで あったが、ほぼ1870年頃までに完了した。その過 程でイギリスが直面した困難な問題は、だれに私 有権を与えるかの判定であった。前にもちょっと

触れたように相次ぐ侵略、政権交替に伴う中間利 権の発生、中央権力の弱化に伴う土地用益権の実 質的意味の変化等々の要因によって、土地と人と の関係は相当に崩れていた。植民地官僚の中にも 「われわれ以前の為政者の冒したすべての不正行 為を正すことがわれわれの使命であり義務である! (注2)といった意見もあった。しかし不正行為を正 すのに必要な証拠も時の流れとともに稀薄になっ ていたし, また処方箋いかんによっては病気がか えって悪くなる,といった事態も十分想定できた。 したがって結果的には地籍調査当時土地を管理し ていた者に土地の私有権を与える以外に適当な方 法がなかった。英領期以前の権力の基盤は、厳密 な意味での生産力というよりは、むしろ管理する 七地面積の広さに置かれていたが(注3), その管理 されていた土地に対する私有権の賦与は、土地の 商品価値の生成と土地市場の展開を軸として、後 述するように、土地を基盤とする権力機構に新た な展開をもたらすことになった。

2. 英領期における灌漑投資と土地分配

土地私有権の分配に関する今一つの問題は,莫 大な灌漑投資によって耕地化したパンジャーブ平 野の入植事業である。地籍調査の過程で,土地の 権利義務関係の不明確な広大な可耕地がイギリス の手元に集積されていったが,これらの土地が灌 漑さえ行なえば肥沃な耕地になることは早くから 注目されていた。パンジャーブ地方には,すでに ペルシャ井戸や土候の手による溢流灌漑用水路, あるいは生産的目的ではなかったが,かなりの規 模の灌漑用水路も建設されていた。こうした事情 からイギリスによるパンジャーブに対する灌漑投 資は予想外に早く開始され,その結果,主として ドアーブ地方(注4)に広大な入植地 (canal colony) が形成された。 英領期における灌漑投資に関して指摘しなければならないことは、投資が主として収益性を基準として行なわれたために、対象地域が偏重したことと、その結果形成された入植地の土地が著しく政治的に利用されたことである。この点を今少し詳しく検討してみよう。

(1) 灌漑投資の収益性と地域集中

イギリスの灌漑投資が、インドにおける飢饉の 救済事業であったという説は(注5)一般論としては 正しくない。確かに飢饉防御用の灌漑用水路は作 られたが、もしこれが主目的であったと仮定すれ ば、その投資額が極端に少なかったことや、灌漑 投資そのものが飢饉に比較的見舞われない地域に 集中している状況を説明することは不可能であ る。

英領期における灌漑投資に関しては、大別して 三つの動機を考えることができる。第1は、歳入 ベースの強化である。これは耕地率、作付率およ び生産力の増加を通じ、また飢饉地域の歳入ロス を防ぎ、救済資金の節約を図ることによって実現 すると考えられた。第2は、広い意味での政治的 安定である。これは灌漑施設の拡充に伴う生産力 の増加、雇用の増加、土地一人口比率の改善、入 植地の土地分配等々を通じて達成されると考えら れた。第3は、海外需要の旺盛な作物(棉、小麦) の増産と、軍用馬、ラクダの飼育である。

英領期に建設され、あるいは修復された灌漑用水路は、財政的見地から大規模事業(Major Works)小規模事業 (Minor Works) に分類され、前者はさらに生産的用水路 (Productive Canal)と防御的用水路 (Protective Canal)に分類される。生産的用水路は収益性を主眼としているのに対し、防御的用水路は飢饉に見舞われやすい地域に建設され、その目的は収益性でなく飢饉防御であった。小規

模事業は、主として英領期以前に土候の手によって作られた小規模の溢流灌漑用水路 (Innundation Canal) の改修事業で、そのため投下資本も少額であった。

第1表は、上の分類に従って英領インド、ならびにパンジャーブの灌漑投資(累積額)の配分状況を示したものである。同表より英領インドにおける灌漑投資額の80%前後、パンジャーブに至ってはほぼ100%が生産的用水路の建設に配分されていることが明白になる。1901年のインド灌漑委員会は、飢饉防御用の灌漑事業を促進すべく、その投資基準を設定したが、第1表に見るかぎり、1919/20年の時点においても英領インドで15%の水準にとどまった。もっともこの水準でさえ小規模事業の縮小によるところが多く、全体として見た場合、生産的用水路への投資の偏重を否定する材料にはならない。パンジャーブの場合、この偏重は著しく、1926/27年までの防御的用水路建設への資本投下は全体のわずか1.3%にすぎなかった。

同表によって示されている今一つの事実は,英 領インドにおける灌漑事業に占めているパンジャ ーブの割合の高さである。比較可能な1919/20 年 をとってみると,総投資額に占めるパンジャーブ の割合は30%であり,灌漑面積に占める割合は 50%に及んでいる。

この二つの事実、つまり灌漑投資のパンジャーブへの多額の配分、そして生産的用水路建設への投資の著しい偏りを説明する要因は何であろうか。今これをコスト比較によって検討すると、1919/20年までについては防御的用水路の1エーカー当り灌漑コストは、生産的用水路の5倍、小規模事業の8倍に相当することがわかる。英領インド全体では、生産的用水路建設への投資の偏り

	大規模事業 生産的用水路 防御的用水路 (1) (1)/(4) (2) (2)/(4)	小規模事業 (3) (3)/(4)	合 計 (4) (4)/(4)
1900/01 1 資本 総 額(1000ルピー) (英 領) 2 灌 漑 面 積(1000エーカー) 1909/10 1 資本 総 額(1000ルピー) (英 領) 2 灌 漑 面 積(1000エーカー) (英 領) 2 灌 漑 面 積(1000エーカー) (英 領) 2 灌 液 面 積(1000エーカー) (英 領) 2 灌 液 面 積(1000エーカー) (ブンジ) 2 灌 漑 面 積(1000エーカー) (パンジ) 3 1 エーカー当りコスト(ル ピー) (パンジ) 2 灌 漑 面 積(1000エーカー)	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	35,448 (9) 2,625 (19) 13.5 — 36,573 (7) 1,890 (12) 19.4 — 44,617 (6) 2,005 (10) 22.3 — 604 (0.3) 61 (0.6) 9.9 — — — — — —	407,638 (100) 13,548 (100) 30.1 539,601 (100) 16,141 (100) 33.4 739,383 (100) 20,765 (100) 35.6 225,024 (100) 10,517 (100) 23.5 295,481 (100) 10,809 (100)

第1表 英領インド、および英領パンジャーブにおける灌漑事業の業種別コスト比較

(出所) Statistics of British India, Calcutta, 1922, Report of the Indian Irrigation Commission, 1903, Paustian, P. W., Canal Irrigation in the Punjab, New York, Columbia Univ. Press, 1930より算出。

(注) * このデーターは Productive canal と Non-productive に分けられていて、小規模事業がこの中に含まれているか否か不明である。しかし含まれている可能性は強い。Paustian, op. cit., p. 124, 169.

	用	水	路	名	建設	年次 完成	灌漑面積 ^(b) (1000エ) (-カー)	1919/20 B/C	~1969/70	1926/27 <i>~</i> <i>B/C</i>	-1976/77
1. 2. 3. 4. 5.	下バジンジリ	ナーブ(Lowe ー・ドアーブ ーラム(Lowe ャーブ溢流灌 ー・ドアーブ ヒンド(Sirhin	(Lower I er Jhelum 既 (Punjal (Upper I	Šari Doab)) o Innundation)*	1875 1907 1897 1849 1868	1892 1917 1917 1879 1887	2,445 869 819 N. A. 1,253 1,549	3.16 1.74 1.64 	40.7 14.0 15.3 — 12.6 7.4	3.60 2.35 1.78 1.64 1.55	52.9 28.2 18.9 24.9 15.8 10.8
7. 8. 9. 10. 11.	西上上パパムエエジジ	ナー(Western ナーブ(Uppe ーラム(Uppe ャーブ生産的 ャーブ防御的) ンド生産的用:	n Jamna) r Chenab r Jhelum 用水路合言 用水路合言	΄ 	1859 1905 1905	1886 1917 1917	855 542 259 9,508 N. A. N. A.	1.09 0.57 0.23 1.39 N. A. 1.07	6.9 (a) (a) 11.0 N. A. 6.1	1.18 0.42 0.30 1.59 0.74 N. A.	8.7 (a) (a) 15.1 (a) N. A.

第2表 パンジャーブにおける灌漑投資の収益性

(出所) Statistical Abstract Relating to British India, 1922, Paustian, op. cit. より推計。

(注) 推計方法:
$$B/C = \sum_{t=1}^{T} GR/(1+i)^t \left[\sum_{t=1}^{T} (O+k)/(1+i)^t + K \right]^{-1}$$
 $K = \sum_{t=1}^{T} (GR-O-k)/(1+r)^t$

ただし B=便益,C=費用,GR=粗収入,T=償却年数(=50),O=維持管理費

K=投下資本,k=資本利子,i=利子率(0.05),r=内部収益率

(a)は1926/27年現在, (b)は(-)10%以下

* これはスィドナイ (Sidhnai), ムザッファルガル (Muzaffargarh), チェナーブ (Chenab) の3溢流灌漑用水路の総称である。

が相対的コストによって説明できる。しかしパンジャーブに関しては、コスト比較では説明できない。防御的用水路の単価の方が安いからである。 そこでパンジャーブにおける主要用水路の収益性を推計したのが第2表である。

第2表によると、「便益―費用比率」(注6)=1、 あるいは内部収益率=0.05という投資基準を下回 っているのは、上チェナーブ、上ジェーラムの2 用水路のみで、残りの収益性、特に現パキスタン の主生産地帯を灌漑している下チェナーブ、下ジ ェーラム、そして下バリー・ドアーブの3大用水 路のそれは著しく高いことが判明する。この収益 性の低い2用水路は、下バリー・ドアーブ用水路 のフィーダー水路であるから, 灌漑は副次的であ り、したがって独立の収益性が低くなるのは当然 である。この2用水路を含むパンジャーブの生産 的用水路の全体としての「便益―費用比率」は, 1919/20 年を基 準とすれば、1.39、内部収益率は 11.0%となる。この 数値 は英領インドの1.07、 6.1%より高い。つまりパンジャーブの生産的用 水路の相対的収益性の高さが立証される。

生産的用水路と防御的用水路の収益性比較は,1926/27年を基準にしたものしかないが,前者の「便益一費用比率」は1.59,内部収益率は15.1%であるのに対し,後者のそれは0.74,(一)10%以下となっている。前者に投資が集中する原因がここにある。

以上の分析結果を要約すると,英領インド期における灌漑投資が,公共投資という形態をとりながら実際は収益性という私的投資の基準を優先させた結果,投資対象地域もパンジャーブのように投資効率(注7)の高いところ,その中でも肥沃なドアーブ地方に集中することになり,飢饉防御用の灌漑投資が開視されたことである。この分析結果

は本稿のテーマである土地市場の展開を考える上できわめて重要な意味を持っている。それは、パンジャープにおける灌漑投資が、「技術的限界地」 (注8)に行なわれた結果、第1形態とともに第2形態の差額地代の発生を同時的に経験したことである。後者に関しては植民地当局も認識しており、

「灌漑によって生ずる地税」とか「強化地税」と 呼ばれていた^(注9)。したがってドアーブ地方の土 地所有者は,この第2形態の差額地代の一部をも 私的地代として,私有することになったわけであ る。当地の土地の商品価値が相対的に上昇した理 由である。

ドアーブ地方の灌漑地の商品価値の上昇はこれにとどまったわけではなく、この種の地代の発生源が灌漑技術であり、しかも乾燥地域の農業における灌漑技術の特殊性から、「後発的技術」(注10)もこの灌漑地に集中する傾向を生み、そこでの土地の商品価値はますまま増加していった。

(2) 入植地における土地分配の形態

すでに述べたように,広大な「技術的限界地」 が,大規模な灌漑事業によって耕地化したわけで あるが,植民地政府はそこに入植地を作り,さま ざまな入植政策を展開した。

入植政策を土地分配に関連させて言えば、まず小農の地としてのパンジャーブの伝統を守れなかったことである。その極端な例が下チェナーブ用水路によって作られた入植地の土地分配である。第3表に示されるように、ここでは資本家(土地割当て150~500ェーカー)、ヨーマン(土地割当て100~125ェーカー)、小農(土地割当て12.5~75ェーカー)というカテゴリーに分けて土地の分配を行なった。本来の意図は、資本家、ヨーマンの混入によって農村社会の政治的安定と、生産力の増加を実現することにあったが(注11)、かつてJ・ミルが予

第3表 下チェナーブ用水路のラーク (Rakh)、ミヤーン・アリー (Mian Ali) 支線水路による 灌漑地の分配 (1892) (単位: エーカー)

many many and an experience and an experience of the second secon	
1. 土 地 合 計 2. 資 本 家 (Capitalist)	604,358 20,473
3. $\exists - \neg \neg (Yeoman)$	35,630
4. 小 農 (Peasant)	341,998
5. 軍関係者合計 (Military Grantee)	8,266
a) ヨーマン	(3.820)
b) 小 農	(2,493)
c) その値	(1,953)
6. その他合計	23,716
a) 宗教関係者 (Mazhabis)	(10,390)
b) 競売地	(8,783)
c) 特別貸付(Lease on special t	
d) そ の 他	(2,045)
7. 1892年までの分配地合計	430,083
7. 1.052平までの万田の田田田	430,003

(出所) Report on the Colonization of the Government Waste Land, 1897, p. 19より作成。

言したように、これらが不在化、寄生化したために、チェナーブ・コロニーにおける入植実験は完全に失敗に終わった。資本家、ヨーマンは、もともと既存の農村社会での有力者であったから、入植政策の失敗の結果残されたものは土地制度の不平等と過去の権力機構の強化であった。その他の入植地でもさまざまな実験が行なわれたが、第4表に示されるように、既存の支配層や英統治に協力した者は常に優遇された。

入植政策の第2の特徴は、第4表にも示されるように、植民地当局は、人口密集地域からの入植者募集や、最下層民 (Depressed class) (注12) への土地分配も行なったが、基本的には救済事業ではなかったために、入植者の選択は健康で借財がなく、軌道に乗るまで十分資金の貯えを持っている者に限定されたことである(注13)。

第3の特徴は、入植地の一部が必ず競売に付されたことである。ここでは競売そのものよりもその購入者が問題で、たとえばある北東インドにおける1795年から1850年までに行なわれた競売では、購入者の27%が商人 (Bania) であったし、別の例では、購入者の56%が都市在住者であった

第4表 下バリー・ドアーブ用水路による灌漑地の 入植状況 (1916) (単位: エーカー)

The state of the s	
1. 旧来の居住者*(Old inhabitant)	505,000
2. 軍馬飼育のための分配 (Horse and mule breeding)	175,000
3. 競 売 地	125,000
4. 世襲的支配階層 (Hereditary landed	775 000
gentry)	75,000
5. 第1大戦の功労者	22,000
6. 最下層民 ** (Depressed class)	30,000
7. 人口密集地域の農民 8. 連隊農場 (Regimental farm)	80,000
8. 連隊農場 (Regimental farm)	100,000
9. 森 林	40,000
10. そ の 他	40,000
11. 分配地合計 (1916)	1,192,000
· · ·	, -,

(出所) Punjab Canal Gazetteers, The Triple Canals, 1921, p. 23より作成。

- (注) * その大部分は Jangli と呼ばれる遊牧民であった。
 - ** Ⅱ節(注13)を参照のこと。

(注14)。パンジャーブに関して比較可能なデーターがないのが残念であるが、一つの特徴として、入植地の競売価格は初期に市場平均より低く、生産が軌道に乗るにつれ逆に市場平均より高くなっている(注15)。これは第2に挙げた点と同様、競売地の購入者も、生産が軌道に乗るまで十分な資金的裏づけを必要としたことを意味する。したがって購入者が小農や小作農であったと考えることは困難である。

(注1) 本稿で用いる「非市場」という概念は、未だ十分検討されたものではないが、直接的には、ある経済財に関する供給独占が成立していて、その分配に際して供給者が需要者の選択を意図的に行なう状況を指している。ここでは土地の私有権の分配、灌溉入植地の土地分配がそれに該当する。同じ概念は需要独占の場合も妥当すると思われるが、「非市場」を市場と区別する意義は、後者がそれ自体目的志向性を持たない市場という場で価格を媒介として経済財の分配が行なわれるのに対し、前者における分配を律するものが価格ではないという点である。

- (注2) Report on the Revised Settlement of the Shahpur District, Punjab, 1866, p. 106.
 - (注3) この点に関しては, Baden-Powell, The

Land Systems of British India, Oxford, 1892, p. 643, Barth, F., Political Leadership among Swat Pathans, London, Athlone Press, 1959, pp. 64-70を参照されたい。

(注4) ドアーブとは2河川にはさまれた地域を指し、パンジャーブではチャージ・ドアーブ (Chaj Doab; ジェーラム河とチュナーブ河にはさまれた地域)、レチュナ・ドアーブ (Rechna Doab; チェナーブ河とラヴィー河にはさまれた地域)、バリー・ドアーブ (Bari Doab; ラヴィー河とサトレジービアス河にはさまれた地域) が重要である。

(注5) たとえば, Gustafson, W. E. and R. B. Reidinger, "Delivery of Canal Water in North India and West Pakistan," *Economic and Political Weekly*, Dec. 1971を見よ。

(注6) これは通常の便益一費用比率と異なり,便 益の計算に直接的便益(主として水利費)だけを計上 し、間接的便益,無形便益 (intangible benefit)を計上 していないのでカッコを付した。通常の用法に従えば これらの数値はもっと高くなるはずである。

(注7) パンジャーブは、投資環境という点で二つの利点を有していた。一つは自然的条件(地形、地質)が灌漑工事に適していたこと、他の一つは、植民地当局に集積された広大な地域の土地、水利用に関して伝統的権利義務関係と接触することがなかった点である。

(注8) もともと肥沃であるが技術的(この場合灌漑技術)に開発しえず荒廃地となっている土地という意味で用いている。

(注9) 前者は "land revenue due to irrigation," 後者は "enhanced revénue," と呼ばれていた。

(注10) ここでは石川教授の技術の先導性を意味している。この点に関しては Ishikawa, S., Economic Development in Asian Perspective (Kinokuniya, Tokyo, 1967), pp. 84-94を参照。灌漑技術を先発的であるとして、その他の技術(機械技術、生物学的、生化学的技術、栽培管理技術または農法)を便宜的に乾燥地域農業での「後発的技術」として表現した。

(注11) Report on the Colonization of the Government Waste Land, F. R. Young, Colonization Officer, Chenab Canal, 1897, p. 10.

(注12) 村落の経済は農民とそれに社会・経済的サービスを提供する非農民により担われている。入植村

でもこの基本バターンを踏襲したために非農民の入植 も必要であった。このために1村25~50エーカーの土 地が、これら非農民(通常最下層民)の入植を促す手 段として割り当てられた。ただし注目すべきことは、 非農民の分配された土地は極端に少なく、それのみで 自活できないよう配慮されていたことである。

(注13) Report on the Colonization of Government Waste Land, 1897, pp. 20-23に入植者選別の様子が良く描かれている。

(注14) Cohn, S. S., "Structural Changes in Indian Rural Society," in Frykenberg, R. E. ed., Land Control and Social Structure in Indian History Madison, Univ. of Wisconsin Press, 1969, pp. 73-77.

(注15)

(1) チェナーブ (Rakk Branch) 入植地 (3) F・バリー・ドアープ 入植地

	競売価格	市場平均価格		競売価格	市場平均
	ルピー				価 格
1892	43.4	65.6		ルピー	ルピー
1899	134.0	81.0	1914	275.8	180.0
1920	793.0	345.0	1915	130.0	216.0
(2) チュニア	ン入植地		1916 1917	179.0 229.0	227.0 252.0
	競売価格	市場平均価格	1918 1919 1920	294.8 493.0 593.0	184.0 275.0 345.0
	ルピー		1921	303.0	385.0
1896	50.5	78.0			
1905	266.3	85.0			

(出所) Paustian, *op. cit.*, Agricultural Statistics of the Funjab, 1937より作成。

Ⅲ 土地私有権の「市場」的分配

1. 土地市場の発生とマニー・レンダー

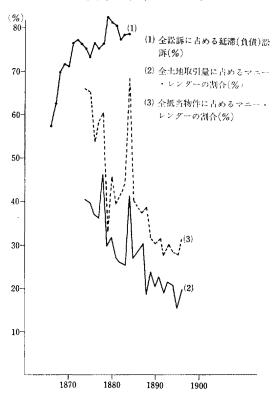
査定事業,入植事業の過程において確立した土地に対する私有権の分配には、植民地当局の政治的,社会的、そして経済的配慮がなされた。今これを土地私有権、正確には私的地代の「非市場」的分配だとすると、一方においてはその「市場」的分配も進行していた。すでに述べたように、英領インド期においてはじめて土地市場が生成したわけであるが、その基礎をなしたものが私的地代の制度的確立による土地の商品価値の発生であったことは繰り返して述べてきたが、この点について今少し立ち入って検討してみたい。

英領インドにおける土地市場の生成と展開

パンジャーブにおける土地市場の生成は、マニ ー・レンダーの動きを追うことによって明確にさ れる。第1図は、パンジャーブにおける土地の私 有権が確立した時点から1900年までの間における 土地市場とマニー・レンダーとの関連を示したも のである。土地が市場に出てくる前段階としてま ず農民負債の増加がある。負債の前提として担保 の存在が必要であり、そしてその担保は私有する 経済価値を有することが必要である。私的地代の 制度化がまさにその条件を満たしたわけである。 したがって、M・ダーリング(注1)も指摘している ように、農民負債が経済的に豊かな地域に多いと いう現象は、負債をもたらした原因を問題にする 前に、私的地代の発生による土地の商品価値、し たがってその担保力の生成によってまず説明され なければならないだろう。

さて第1図のグラフ(1)は,延滞 (負債の) 訴訟の 全訴訟に占める割合を示すものであるが、それが 民事訴訟法の制定された1866年以降増加している ことと,その割合の高さを確認することができる。 若干数字を挙げれば、1870年の全訴訟件数は20.4 万件で, そのうち延滞訴訟は14.5万件(71%), 1884 年は27.1万件中21.3万(79%)となっている。訴 訟人がすべてマニー・レンダーであったわけでは ないが、その数が無視できないものであったこと はグラフ(3)によって知りうる。これは全抵当物件 (土地) に占めるマニー・レンダーの割合を示し たものであるが、1874年には66%(18万エーカーの うち11.9万エーカー)を占めている。マニー・レン ダーの比率はその後年率平均4%で下降し、1896 年には31%まで下がる。しかしその絶対数は増加 し、同年67.3万エーカーの抵当物件のうち、マニ ー・レンダーのシェアーは21万エーカーであった。 負債を返済できなかった農民の抵当物件は流れる

第1図 パンジャーブにおけるマニー・レンダーの 土地市場参加率 (1874~1896)



(出所) Thorburn, S. S., Musalmans and Money-Lenders in the Punjab, London, William Blockwood and Sons, 1886; Barrier, N. G., The Punjab Alienation of Land Bill of 1900, Duke University Press, 1965 より算出作成。

わけであるが、グラフ(2)は、その一つの指標として、土地売買に占めるマニー・レンダーの割合を示したものである。1874年におけるマニー・レンダーの土地市場参加率は41%(7.9万エーカー中3.2万エーカー)であったが、抵当物件の場合と同じくその参加率は年率平均4.2%の割合で下降し、1896年には20%となった。しかしこれも抵当物件の場合同様その取引絶対量は漸増し、1896年には37.1万エーカーの取引量に対し、マニー・レンダーが購入した部分は7.4万エーカーであった。

土地市場とマニー・レンダーの役割に関しては 次の4点に注目したい。第1は、マニー・レンダ ー (その大半は穀物商で非農耕者) の市 場 参 加が土 地の商品価値の発生を裏づけるものである、とい う点である。すなわち複数の投資機会を持ってい たマニー・レンダーが大量に土地市場に参加した ことは、他の投資機会と同程度かそれ以上の収益 性が、土地所有によって実現していたと解釈でき るからである。第2は、土地市場における地価決 定のメカニズムに果たしたマニー・レンダーの役 割である。つまり土地市場が成立した初期段階に おいて、マニー・レンダーの資本効率が先導的役 割を果たしたために、地価が農業生産性を上まわ る水準で決められた形跡があるからである。この 点については後述したい。第3は、マニー・レン ダーの土地市場への参加が、農民負債を伴う形で 行なわれた点である。そして第4は、マニー・レ ンダーの市場参加率が1870年頃から年率平均4% の割合で減少している事実である。その原因は土 地投資の収益性の減少に求められるが、この点は 後で検討することにしたい。

2. 農民負債と土地譲渡法 (1900) の制定

私的地代の制度的確立とともにマニー・レンダーによる農民への金融活動が活発になり、その高利 (通常24~36%) ゆえに 抵当 に出した土地を取り上げられ、それが社会的、政治的問題に発展した例としては、1875年のデッカン暴動を挙げることができる。この事件はプーナ近郊の一農村に端を発した農民のマニー・レンダーへの反逆で、しだいにその輪を広げ、社会的、政治的問題へ発展したものである。暴動の目的は、マルワリー(Marwari)、グジュラーティー(Gujrati)のマニー・レンダーの手にある借用証書をほごにしてしまうことであった。事態を拾収するためにデッカン暴動

対策委員会ができ、原因調査に乗り出した。この 委員会の勧告に基づいて1879年デッカン農民救済 法 (Deccan Agriculturists' Relief Act) が制定され た。

暴動の原因がマニー・レンダーの法外な利子率 にあることは、すでに暴動の起こる3年前にボン ベイ高等裁判所のウエスト判事によって指摘され ていた(注2)。同様の事態はパンジャーブにも起こ りつつあった。パンジャーブの場合ボンベイより も私的地代の制度的確立は遅かった(地税率の確定 は1887年であった)が、1870年以降は第1表にも示 されるようにマニー・レンダーの活躍と急速な土 地市場の展開を経験した。1886年パンジャーブ州 の地区行政官であったソーバーン (S. S. Thorburn) が「パンジャーブにおける回教徒とマニー・レン ダー | (Musalmans and Money-Lenders in the Pun jab) を著わし、600万にのぼる回教徒農民が、政 府になんら貢献しない約4万人のヒンドゥー商人 や金融業者に搾取されている有様を訴え、デッカ ン農民救済法以上のラディカルな措置を講じない 限り、英統治そのものの安定を脅かすことになる ことを警告した(注3)。

ソーバーンの警告や、事態の進展に刺激され、 政府も情報収集を始めその対策を検討した結果、 1900年にパンジャーブ土地譲渡法が制定され、マニー・レンダーが土地市場から排除されることになった。1900年に行なわれたインド総督の諮問委員会は次のように結論している。すなわち30年余りに及ぶ調査報告などを慎重に検討した結果、パンジャーブを支えている農民の土地が、イギリスによる合併後驚くべき勢いで、土地所有者として「好ましくもなく、望ましくもない」階層の手に渡っていることが明白になった。この結果、パンジャーブは政治的、経済的危機に直面している。 したがってこうした事態を打解するのは政府に課せられた義務である,と^(注4)。

1900年の土地譲渡法は、かくして非農民 (non-agricultural tribe)、特にマニー・レンダーから土地市場へ参加する権利を奪うことによって、イギリスの植民地支配の安定に貢献した。この措置は、自ら持ち込んだ土地私有制度、契約制度を、政治的理由のためにゆがめる結果になったが、これはあくまでも農民から非農民への土地移動に関するものであり、農民間の市場原理に基づく土地の再分配に関しては、むしろ望ましい現象であると考えられていた(在5)。

3. 土地投資の経済性と地主, 富農層の市場 参加

パンジャーブにおける土地市場が、特にその初 期において、マニー・レンダーの影響をこうむっ たことは否定できないが、同時に農民の市場参加、 特に1880年代、を無視することはできない。第5 表は1900年以前と以後におけるデーターの出所が 異なるので直接の比較はできないが、1900年以後 でも20万エーカー前後の土地移動が行なわれてい ることがわかる。また一つの特徴として時代が下 るとともに土地移動の平均規模が縮小し、より多 くの農民が土地市場に参加するようになる。こう したマニー・レンダー以外の土地移動の原因は、 私的地代の増加に求めることができ、土地購入者 は私的地代を十分蓄積した農民であったと言うこ とができる。これはいわば作業仮説であり、未だ 十分立証できたわけではないが、以下はその立証 の試みである。

まず土地市場における地価の動きを検討してみよう。第2図は、1869~1900年における実質地価の推移である。これは土地の市場価格を小麦価格(性6)でデフレートしたものであるが、地価は実質

第5表 パンジャーブにおける土地移動 (1866~1934/35)

(単位: 1,000エーカー)

期	間	土 地 移 動 (期間平均)	マニー・レンダーの 購入分(期間平均)
1866~1874 1876~1880 1881~1885 1886~1890 1891~1895	00 (01	88.0 131.6 209.0 374.2 345.4	N. A. 47.0 61.6 85.8 68.4
1896/97~19 1901/02~19 1906/07~19 1911/12~19 1916/17~19 1921/22~19 1926/27~19 1931/32~19	05/06 10/11 15/16 20/21 25/26 30/31	289.8 227.8 216.6 237.0 208.9 212.3 212.8 196.5	N.A. 0(土地譲渡法制定) 0 0 0 0 0 0

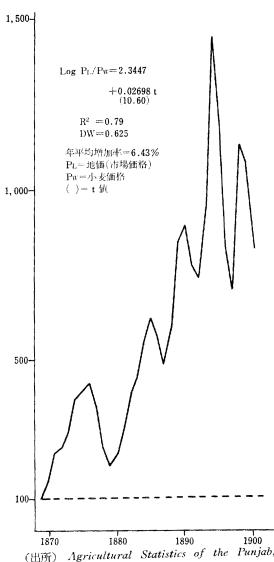
(出所) 1866-1895: Barrier, op. cit., Appendix, p. 103より算出。

1896/97-1934/35: Agricultural Statistics in the Punjab, 1937 より算出。

タームで6.43%の年平均上昇率を示している。第 3図は同じ方法で1900年を基準年とした地価、お よび地税の動きを実質タームで示したものであ る。この二つの指標から明らかにされることは, 地価の上昇率の方が、地税のそれよりも一貫して 高かった、という事実である。すでに述べたよう に、英領パンジャーブの地税率は、1927年までは 地代の2分の1, それ以降は4分の1であった。 したがってもし現実に徴収された地税がその時の 地代水準を反映していると仮定すると, 地税の2 倍(1927年以降4倍)が地代となる。その地代が地 価に見合っているか否かを検討したのがグラフ(3) の内部収益率である。これによると、最も高かっ たのが1901年の3.04%でその後下降線をたどり, 1942年には1.46%に達している。このことは二つ のことを示唆している。その一つは、仮りに地税 の2倍が本来の地代を示すとすれば、この低い内 部収益率は異常に高い地 価 水 準を 示すことにな る。他の一つは、この低い収益率の原因は、相対

第2図 実質地価の推移(1869~1900)

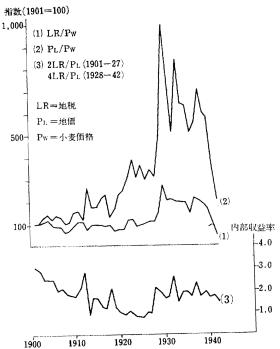
(指数(1869=100)



(出所) Agricultural Statistics of the Punjab;
Brij Narain, Eighty Years of Punjab Food
Prices 1841–1920, Board of Economic Inquiry,
Punjab のデーターより算出。ただし1870~1890
年までは地価データーから5年に1回しか出てな
いので、その間は log Y=a+bt で推計した。

 $1869 \sim 1875$: r = 0.123 $1875 \sim 1880$: r = 0.022 $1880 \sim 1885$: r = 0.108 $1885 \sim 1890$: r = 0.108

第3図 実質地価, 地税および土地投資の内部収益率 --パンジャーブ (1901~1942) --



(出所) データー,推計方法とも第1図に同じ。

的に高い地価水準でなく、地税が地代の2分の1 の水準を示していないこと、つまり地税の実質的 切下げを示すものである、ということである。こ の2点は相互に矛盾するものではなく、むしろ二 つの異なった側面を指摘しているものであるが、 いずれの場合でも私的地代の増加を立証している ことに変わりはない。

私的地代の増加、それを反映する地価の高騰は、 担保能力の拡大をもたらし、農民負債の基盤を提供する。地価の高騰は同時に土地 移動を刺激する。後者の場合問題はないとしても、前者の場合農民負債が土地移動と結びつく可能性は二つ考えられる。第1は、債務者が、マニー・レンダー並みの高利を課せられている場合である。第2は、仮りに利率が低くても、負債を返済するに足る生産性を挙げえない場合である。この場合負債のべ

第6表 農業生産性と地価の年平均増加率パンジャーブ*(1891~1942)

1. 農業 (1) 全 (2) 食 (3) 非	粗 生 産作 物糧 穀 物食 糧 穀 物	年平均増加率(%) 1.39 0.97 2.69
2. 総 (1) 全 (2) 食 (3) 非	作 付 地 作 物 糧 穀 物 食 糧 穀 物	0.88 0.77 1.58
3. 1エー (1) 全 (2) 食 (3) 非	カー当り農業粗生産 作 物 糧 穀 物 食 糧 穀 物	0.50 0.20 1.09
4. 地	価	4.92

(出所) Blyn, G., Agricultural Trends in India, 1891–1947, Philadelphia, Univ. of Pennsylvania Press 1966; Brij Narain, op. cit.; Agricultural Statistics of the Punjab, 1937 のデーターより推計 (log Y=a+bt)

(注) * 現在の北西辺境州 (N. W. F. P) およびデリー (Delhi) を含んでいた頃のパンジャーブ州。

ースは担保力, つまり地価であるから, よしんば 生産性が増大していても, 地価の高騰がそれを上 回る場合発生する問題である。

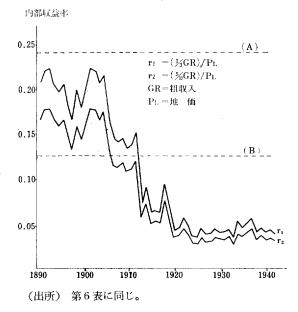
第6表は、1891~1942年について、農業生産性と地価の年平均増加率を示したものである。これによると、同期間における農業総生産の年平均成長率は1.39%、1エーカー当りの成長率は0.50%である。これに対し地価の年平均上昇率は4.92%である。生産性を上回る地価の上昇が確認される。

第4図は同じ関係を異なった方法で検討したものである。すなわち、土地投資の内部収益率に関する時系列的分析である。この推計に際し、理論的地代を算定するに足る経営調査が存在しないために、査定事業の際に用いられた2指標、つまり粗生産の3分の1と、粗生産からその6分の1相当をコストと見て差し引いた残りの2分の1を代替した。1971/72年のクロスセクションデーターを用いた生産函数分析によると、地代はほぼ粗生産の3分の1に相当する(作7)。しかし両時点間の

コスト差は著しいから、おそらく当時の地代水準 は、2指標の中間程度であったと思われる。

さて地価と地代によって与えられる内部収益率 の長期趨勢は、右下りの曲線で示されている。点 線(A)は、マニー・レンダーの平均利子率を示し、 (B)は協同組合の課していた利子率を示すものであ る。これらの事実から言えることは、第1に、 1900年の土地譲渡法によってマニー・レンダーが 土地市場から排除されるまでの間は、確かに土地 投資の収益率は高かったが、それも下降線をたど っていたことである。これがマニー・レンダーの 土地市場参加率の低下を証明するものと考えられ るが、この時期においてさえ、土地購入資金をマ ニー・レンダーから借りて土地投資を行なうだけ の収益性はなかった。第2に、1900年以降収益率 は若干持ち直したが、1913年頃になると急下落し、 もはや協同組合の資金をもってしても土地投資の 経済性は保てなくなることである。第3は、収益

第4図 土地投資の経済性----パキスタン パンジャーブ (1891~1942)



率が長期停滞に入るのは1920年前後からである が、これは生産性上昇の唯一の要因であった灌漑 投資がほぼ完了したという技術的要因と、地主制 の確立という制度的要因とによって与えられた生 産性の停滞に呼応する地価の相対的安定と考える ことができる。そして1920年以降になると内部収 益率は5%以下に下り、いかなる金融機関を用い ても土地投資は不可能になってくる。そして第4 に、これらの諸事実から結論づけられることは、 年間20万エーカー前後の土地移動を担っていた主 役は、十分な自己資金を有していた地主、富農層 であった、ということである。すでに述べたよう に、灌漑技術による生産力の増加は、それが公共 投資の形で行なわれ、しかも土地の本来的性格に 合体するゆえに、個別農家にとっては資本利潤と ならず地代として表われる。したがって個別農家 の貯蓄源は、地税率によって与えられ、さらに灌 言える。ただインフレートされた価格で土地を購 入するには、相当高い私的地代の蓄積率を必要と するから、土地購入者が小農であったと考えるの は困難である。換言すれば、私的地代の蓄積率が 少ないか、それを持たない農民は、土地市場から 市場原理によって締め出されてきたということで ある。

この農業生産性を上回る地価の上昇率を説明する要因は未だ定かでない。しかし少なくとの次の5点は説明変数として有効であると思われる。第1は、土地の稀少価値の増加である。これは間接的には土地一人口比率の問題として考えることができる。第7表は第9表の基になるデーターであるが、1911年までは、耕地の増加率が人口のそれを上回り、したがって土地一人口比率も増加している。土地投資の収益率も、この時期までは下降

傾向にありながら、それ以後の時期に比べると相対的に高い。しかし土地投資の収益率が急落する1910年代になると、耕地拡張の主要因であった灌漑地の増加率が下落し、人口増加率は耕地の増加率を上回るようになり、したがって土地一人口比率も下降線をたどっている。

第2に考えられる要因は、土地市場の不完全性であり、特にその初期段階におけるマニー・レンダーの投資効率が、地価形成に果たした役割は重要である。

第3は、土地ストックに対する評価である。すでに述べたように、歴史的に一貫して土地規模と権力は不可分の関係にあったが、土地の商品価値の賦与が、経済的意味からも土地需要を刺激することになった。土地投資の収益率は自己資金を持たない者にとって著しく不利であったことは述べたが、投資の源泉が私的地代の累積であり、しかもその機会費用は非常に低かったことが、低い収益率の元での投資を促した一因であると思われる。

第4は,代替的投資機会が少なかったことに加 えて,相対的に高い地価での投資が行なわれた理

第7表 人口,耕地,灌漑地の推移--パンジャーブ (1968~1931)-- (単位: 1,000)

华	人 口	耕 地	灌漑地	(2)/(1)	(3)/(2)
	(1)	(2)	(3)	(エーカー)	(%)
1868	16,250	20,172	1,373	1.24	6.8
1881	16,939	23,400	1,950	1.38	8.3
1891	18,653	26,000	3,016	1.39	11.6
1901	19,943	27,800	6,001	1.39	21.6
1911	19,579	28,483	7,227	1.45	25.4
1921	20,685	29,336	10,274	1.42	35.0
1931	23,581	30,675	12,984	1.30	42.3

(出所) Agricultural Statistics of the Punjab, 1937 より算出。

(注) 1868~1901: 現北西辺境州を含むパンジャーブ 1902~1911: デリー (Delhi), ソネパト (Sonepat), バーラーブガル (Ballabgarh) を含むパンジャーブ

英領インドにおける土地市場の生成と展開

由の一つに、土地そのもののストックとしての価値の増殖過程への認識がある。つまり土地購入者の考える経済性は、きわめて長期動態的であり、ある種の乗数効果が期待されていることである。

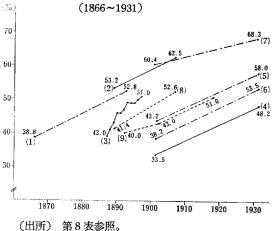
第5は、非農業セクターの高い生産性が、地価に反映されることであり、本稿の対象とした期間では、マニー・レンダーの資本収益率の地価形成に果たした役割がそれである。そしてこの説明変数の重要度は、非農業セクターの発展、公共投資の拡大と多様化に伴い増加する傾向にあると言うことができる。

4. パンジャーブにおける地主制の形成

以上の分析から推測できることは、小農の地と言われ、しかも小農制が政策的にも保護されたはずのパンジャーブにおける地主制の形成である。土地市場の展開過程において、市場原理による土地私有権の再分配の結果が地主制の形成であった、ということを立証するデーターは少ないが、第5図は方々から集めたものを一つの図にまとめたものである。また第8表はそれぞれの期間における小作農(地)比率の年平均上昇率を示すものである。これらの数字からはあまり確定的なことは言いえない。しかし、この図表は小作比率が、土地市場の展開過程において一貫して増加していることと、英領期の末期には、少なくとも50%程度に達していたであろう、という2点を示唆している。この点を別の視角から補ってみよう。

第9表と第10表は、小作農の年平均増加率と、 人口のそれとを示したものである。データーの制 約から両者を十分対比することはできないが、低 い人口増加率と高い小作農増加率を確認すること ができる。このことは、小作農の人口増加率と、 自作農のそれとの間に極端な差違を想定しない限 り、小作率の増加を単なる人口増加の問題として

第5図 パンジャーブにおける小作比率の推移 (1866~1931)



第8 表 パンジャーブにおける小作比率の推移 (年平均増加率): 1866—1931

The second second representation of the second seco	TO A STATE OF THE
シャープール地区 (Shahpur District) : 1866~1893	1.16
パンジャーブ: 1889~1907	0.90
	2.75
パンジャーブ: 1901~1931	1.17
グジュラーンワーラー地区 (Gujran- wala District): 1901~1931	0.99
シャープール地区: 1901~1931	1.14
ムルターン地区 (Multan District): 1901~1931	0.41
パンジャーブ: 1889~1907	1.34
パンジャーブ: 1892~1902	0.73
パンジャーブ: 1902~1918	1.08
	1866~1893 パンジャープ: 1889~1907 パンジャープ: 1887/88~1897/98 パンジャープ: 1901~1931 グジュラーンワーラー地区 (Gujran- wala District): 1901~1931 シャープール地区: 1901~1931 ムルターン地区 (Multan District): 1901~1931 パンジャープ: 1889~1907 パンジャーブ: 1892~1902

(出所) (1) Shahpur District Gazetteer, 1897.

(2) Wilson, J., Reccent Economic Developments in the Punjab, 1910. (3) Punjab Settlement Manual, 1899; Report of the Land Revenue Administration of the Punjab, 1897/98, いずれも Rafiq Ahmad, The Growth of Tenurial Institutions in West Pakistan—A New Approach, 1967より引用。(4)~(7) Census of India, 1901, 1931. (8) Wilson, op. cit. (9)~(10) Calvert, H., The Wealth and Welfare of the Punjab, 1922. 以上のデーターより推計(log Y=a+bt)

(注)(1)~(7): 小作農比率,(8)~(四): 小作地比率。

理解することができないことを意味する。これは 市場原理に基づいた土地の再分配の結果,小作率 が上昇したことの傍証である。 小作比率が英領末期にどの程度の高さであったかは確証はないが、1960年に行なわれたパキスタンの農業センサスが一つの指標とある。これによると、1960年のパンジャーブにおける小作農比率、小自作農比率、自作農比率は、それぞれ39%、19%、42%であった。この数字は、印パ分離に伴って起きた農民の移動や、アユーブの土地改革(1959年)を経た後のものであるから、英領末期よりやや低いと見なければならない。したがって、英領末期の小作比率が50%程度であったという推定は妥当であると思われる。

パンジャーブにおける地主制の形成は、明治初期の日本における地主制の形成とは異なり、貨幣支払を義務づけられた高い地税と、長期にわたる低い農産物価格によって形成されず、むしろ逆に、低い地税率と高い農産物価格により増加した私的地代と高い地価による負債能力の拡大、地価と農

第9表 パンジャーブにおける小作農の増加率 (1866~1907)

1. シャープール地区: 1866~1893 4.00 2. パンジャーブ: 1889~1907 3.39 3. パンジャーブ: 1872~1882 3.91 4. パンジャーブ: 1882~1892 8.81 5. パンジャーブ: 1892~1902 1.04	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	年平均増加率
0. 7. 7. 7. 1012~1902 4.51	2. パンジャーブ: 1889~1907 3. パンジャーブ: 1872~1882 4. パンジャーブ: 1882~1892	3.39 3.91 8.81

(出所) (1) Shahpur District Gazetteer, 1897. (2) Wilson, op. cit. (3)~(6) Calvert, op. cit. のデーターより推計。

第10表 人口,耕地,灌漑地の年平均増加率(%) (1868~1931)

**************************************	人口	耕地	灌漑地
1868~1881	0.3	1.0	2.8
1881~1891	1.0	1.1	4.5
1891~1901	0.6	0.7	6.9
1911~1921	0.5	0.3	3.6
1921~1931	1.2	0.5	2.4

(出所) 第7表のデーターより推計($\log Y = a + bt$)。

業生産性との間の増加率の相違による土地投資の経済性の低下などの要因によって形成されたものである(注8)。ここにパンジャーブにおける地主制形成過程の特質を見ることができるが、今一つ指摘しなければならないことは、英領期以前の権力構造を投映するような方法で行なわれた土地私有権の「非市場」的分配が、「市場」的分配を通じて強化されこそすれ修正されることはなかったということである。これこそが戦後の政権をして土地改革を提唱せざるをえなくしている歴史的条件である、と言えよう。

(注1) ダーリングによると、小農が負債から逃げれられない理由は、1)小規模分散圃場、2)干魃、病気による家畜の損失、3)先見の明のなさ、4)冠婚葬祭の乱費により、負債を可能にしている理由は、1)マニー・レンダーの存在、2)生産物の高価格とインフレによる地価の高騰である。彼は本稿の主題と異なり、農民負債と土地市場との関連性を直接的に論じているわけでなく、また地価の上昇がインフレのせいであるという誤った考え方もしているが、パンジャーブの農業問題に対する彼の鋭い観察は現在でもなお新鮮である。Darling、M.、The Punjab Peasant in Prosperity and Debt、London、Oxford Univ. Press、1932、Chapter XII、特に pp. 233-234.

(注2) Justice West, The Land and the Law in India, 1872.

(注3) Thornburn, S. S., Musalmans and Money-Lenders in the Punjab, London, William Blockwood Sons, 1886, pp. 1, 39.

(注4) 「インド総督諮問委員会議事録」, Agricultural Indebtedness in India—selections from Official Documents, Calcutta, 1915, p. 224より引用。

(注5) マニー・レンダーが土地市場で活躍していた時期に出された政府見解でも、一部農民の没落は、文明の進歩の過程で不可避的に起こる過渡的現象であるという位置づけをしている。Gov't of India, Report of the Famine Commission, Chapter III, Section IV, 1880, pp. 130-136.

(注6) まず1ルピーで買える小麦を求め、これを 用いて土地1エーカーの市場価格で買える小麦の量、 つまり土地の購買力を算出し、1869年を基準年として 指数化したものである。

(注 7) 1971/72 年に筆 者の行なったパンジャーブ 0.4 村における調査による。これに関しては稿を改める予定である。

(注8) もちろんこれは一般論であって、査定事業 初期における過重査定や,農産物価格の不安定によっ て,土地を手渡した例を完全に無視するわけではない。 ただこうしたパンジャーブにおける分析結果が英領イ ンド全体から見て例外であるか否かは早急に断を下し えない。たとえば最初にイギリスの統治下に入ったべ ンガルでは, 「地位収入と地租査定額との差額たる地 主取分」(多田博一「分離・独立前のインド・ベンガル 州における地主・小作関係の展開」アジア経済研究所 調査研究部所内資料 昭和44年 18ページ), つまり私 的地代が発生しはじめたのは1820年以降であるとされ る。これは1793年の地税率永久固定が制定されてから 1820年頃までに起こった土地移動がパンジャーブ型で なかったことを意味するものである。換言すれば土地 の商品価値の低い段階での土地移動と, それが高くな ってからの土地移動とを区別する必要が生じてくる。 この点は今後検討していくつもりである。

IV 残された課題 --- むすびにかえて ---

パンジャーブ農業における英領期の分析は、それ以前の時代の農業のみならず、それ以後、すなわち独立後のパキスタン農業を理解する上で重要である。本稿は、そういう認識に立って、パンジャーブにおける土地市場の展開過程をテーマとして、今まであまり行なわれなかった定量分析を試みたものである。分析の過程でいくつかの新しい指摘も行なったつもりであるが、十分議論の尽くせない所も多かった。

本稿で展開した議論は十分要約的であるから, ここで繰り返す必要はないと思うが,主な論点は, 英領期における灌漑投資のパンジャーブへの集中 と, 私的地代の制度的確立と土地市場の生成と展

開、そして土地私有権の「非市場」的および「市 場」的分配と地主制の形成であった。この英領期に おける経験は、現代パキスタンにおける農業生産 力の地域集中化を理解する上で重要であり、また 独立後の各政権が最初に着手する土地改革の歴史 的背景を知る上で不可欠である。また1891~1942 年の約50年間にわたって観察された地価の農業生 産性を上回る上昇率は、1960年代後半に導入され た高収量品種の普及過程で生起した階層間格差の 問題に新しい分析視角を与えるものである。この 問題に関しては稿を改めるつもりであるが、農業 生産性と地価のこうした関係が現時点まで観察さ れたとすると、フロータームで測られる階層間格 差, つまり所得格差よりも, ストックタームで測 られる格差、すなわち富の格差の方が大である、 という結論が導き出される。この意味は、導入さ れる技術がいかに規模に中立的であっても、また その普及が100%に及んだとしても、富の格差は 縮小することはないだろう、ということである。

階層間格差の分析にストック概念を導入すると、格差の基準には地代を用いるのが適当である。つまり地代を取得する者と地代を支払う者との間の絶対的格差、そして取得する地代の規模に基づく相対的格差がそれである。この基準は、単にストックタームの格差を明示的にするのみならず、私的地代部分が所得やコストの一部を形成するというフロータームの関係をも含みうる利点をもっている。いずれにしてもこれらの問題は、現時点でのクロスセクションデーターを用いて検証しなければならないが、本稿では、英領期における土地市場の分析から示唆され、発展させるべき今後の課題として提示するにとどめたい。

(調査研究部)